

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱（平成27年鹿屋市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「登録し、」の次に「利用登録者と」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。